

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

秋田県の人口は約99万人で、そのうち県都である秋田市には約31万人の人口が集中しており、平成29年10月1日現在の年齢3区分別人口割合は、年少人口が11.0%、生産年齢人口が58.7%、老年人口が30.2%となっている。

秋田市の産業構造は、卸売業、小売業の割合が24.1%と最も高く、以下宿泊業、飲食サービス業が15.1%、生活関連サービス業、娯楽業が13.7%、建設業が12.2%と続き、製造業は5.0%となっている。

秋田市を管轄するハローワーク秋田管内の平成30年3月の有効求人倍率は1.41で、求職者の減少と求人の増加が長く続き、大多数の職種・業種別で人手不足が続く中、特に保安・警備が5.48、サービスが3.85、建築関係技術者が3.32と高い数値を示している。

秋田市が行った調査によると、現在、市内中小企業が抱えている経営上の問題点として、従業員の確保難や同業他社との競争激化、設備の老朽化が上位を占めている。人口減少や高齢化が進む秋田市では、今後も継続的な人手不足が懸念されるほか、同業他社との競争も厳しさを増していくことが予想される。

そのような状況においても、秋田市の中小企業が売上を伸ばしていくためには、あらゆる業種・職種において先端設備等の導入による人手不足の解消と生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人手不足の解消や生産性の向上による地域産業の競争力強化を図り、秋田市経済の活性化を目指す。これを実現するため、計画期間中に75件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

秋田市の産業は多岐にわたっており、多様な業種が市の経済・雇用を支えている

が、大多数の業種において人手不足が続いており、広く生産性の向上を図る必要があることから、導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

秋田市では、特定の産業が集積している工業団地等が存在するものの、大部分の業種は市内全域に立地し、大多数の業種において人手不足が続いており、市内全域で生産性の向上を図る必要があることから、全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

秋田市の産業は多岐にわたっており、多様な業種が市の経済・雇用を支えているが、大多数の業種において人手不足が続いており、広く生産性の向上を図る必要があることから、全ての業種を対象とする。また、事業については、革新的なサービス開発や生産プロセスの改善、新たなソフトウェアの導入による業務効率化など、企業によって様々な取組の方法が考えられる。したがって、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 納税の公平性のため、市税を滞納している者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。